147	365,600					
148	366,100					
149	366,400					
150	366,900					
151	367,400					
152	367,900					
153	368,200	251,900	257,100	288,800	314,600	333,000	360,300
再任用職員							

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「同日前」の下に「において両議院の議長が協議して定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該国会職員が国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第一条第九項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第十二項中「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第七条の三第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改める。

第七条の四第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項第一号イ中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同号ロ中「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第七項中「百分の〇・九七五」を「百分の一・〇一二五」に、「百分の一・二七五」を「百分の一・三一二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改める。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第三条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

第三条第二項中「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に改める。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

（国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第五条　国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「相当する額」の下に「（国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第二号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる国会職員以外の国会職員　百分の九十九・八三

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条　平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の三第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条又は附則第四項の規定にかかわらず、これらの規定（国会職員の給与等に関する規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に国会職員（国会職員の給与等に関する規程第十五条に規定する国会職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は国会職員であって適用される給料表並びにその職名若しくは職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職名又は職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）附則第十一条の規定の適用を受けない国会職員に限る。）からこれら